

議会運営委員会

日 時 令和5年12月20日(水)

午前9時30分から

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 令和5年11月島田市議会定例会について

ア 委員長報告後の議案の取扱いについて 資料1

イ 追加を予定しているもの

【当局側の事項】

※無し

【議会側の事項】

(ア) 議員派遣について 資料2

(イ) 議会閉会中の継続審査・調査について

ウ 追加議案等の取扱いについて 資料2

(2) 次回の定例会(令和6年2月)の予定について 資料3

(3) 令和6年度 島田市議会定例会会期日程(案)について 資料4

4 その他

(1) 島田市議会委員会条例の改正について 資料5

(2) 所管事務調査について

・日時 令和6年1月18日(木) ※日帰り

・場所 長野県佐久市

・内容 議員報酬の改定について

ア 改定に至った経緯について

イ 改定に当たっての諸課題への対応方法及び当該対応を経た結論について

(3) 次回の議会運営委員会について

・日時 令和6年1月31日(水) 午前9時30分～

・議題 令和6年2月島田市議会定例会の会期幅について ほか

5 閉会

議案の取扱い〔第30日 令和5年12月21日（木）〕

1 議案の取扱い

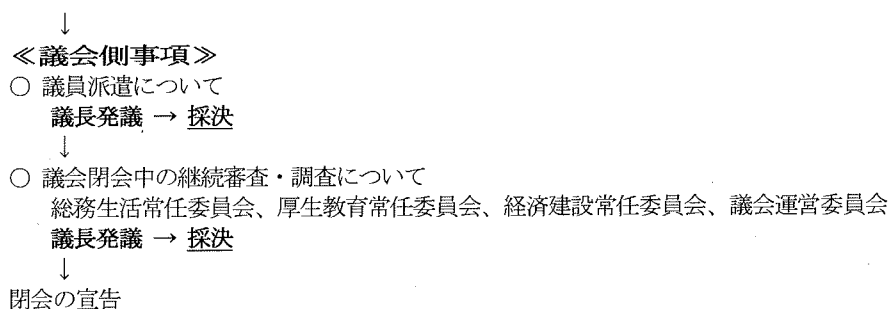
該当があるもの=○、該当がないもの=●

	議案番号	件名	委員長報告に対する質疑	討論	採決	
					簡易	起立
1	議案第100号	令和5年度島田市一般会計補正予算（第9号）	○	●	○	
2	議案第101号	令和5年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	○	●	○	
3	議案第102号	令和5年度島田市休日急患診療事業特別会計補正予算（第2号）				
4	議案第103号	令和5年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）				
5	議案第104号	令和5年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）	○	●	○	
6	議案第105号	令和5年度島田市病院事業会計補正予算（第1号）				
7	議案第106号	令和5年度島田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	○	●	○	
8	議案第107号	島田市伊太体育館条例について				
9	議案第108号	島田市相賀体育館条例について				
10	議案第109号	島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	○	●	○	
11	議案第110号	島田市訪問看護事業に関する条例の一部改正について				
12	議案第111号	島田市子育て世代型住宅条例の一部を改正する条例について				
13	議案第112号	島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について				
14	議案第113号	指定管理者の指定について（島田市民総合施設プラザおおるり）	○	●	○	
15	議案第114号	指定管理者の指定について（島田市田代の郷温泉・田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場）				
16	議案第115号	指定管理者の指定について（島田市川根温泉・島田市川根温泉ホテル）				
17	議案第116号	市道路線の認定について				
18	議案第117号	市道路線の廃止について				
19	議案第118号	令和5年度島田市一般会計補正予算（第10号）	○	●	○	
20	議案第119号	令和5年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	○	●	○	
21	議案第120号	令和5年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）				
22	議案第121号	令和5年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）				
23	議案第122号	令和5年度島田市病院事業会計補正予算（第2号）	○	●	○	

	議案番号	件名	委員長報告に対する質疑	討論	採決	
					簡易	起立
24	議案第123号	島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例について	○	○		○
25	議案第124号	島田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について		○		○
26	議案第125号	島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について		○		○
27	議案第126号	島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例について		○		○
28	議案第127号	島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について		●	○	
29	議案第128号	指定管理者の指定について（島田市立養護老人ホームぎんもくせい）	○	●	○	
30	議案第129号	令和5年度島田市一般会計補正予算（第11号）	○	●	○	

2 追加議案等の取扱い（流れ）について

※議案第129号採決終了後



議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び島田市議会会議規則第85条の規定により次のとおり議員を派遣する。

記

1 静岡県西部地区市議会議長協議会

- (1) 派遣目的 静岡県西部地区市議会議長協議会出席
- (2) 派遣場所 焼津市
- (3) 派遣期間 令和6年1月11日
- (4) 派遣議員 大村泰史副議長

2 島田商工会議所との意見交換会

- (1) 派遣目的 島田商工会議所との意見交換会出席
- (2) 派遣場所 島田市
- (3) 派遣期間 令和6年1月17日
- (4) 派遣議員 大村泰史副議長、山本孝夫議員、石川晋太郎議員、青山真虎議員、大関衣世議員、大石節雄議員、平松吉祝議員

3 島田市商工会との意見交換会

- (1) 派遣目的 島田市商工会との意見交換会出席
- (2) 派遣場所 島田市
- (3) 派遣期間 令和6年1月17日
- (4) 派遣議員 大村泰史副議長、山本孝夫議員、石川晋太郎議員、青山真虎議員、大関衣世議員、大石節雄議員、平松吉祝議員

4 議会運営委員会所管事務調査

- (1) 派遣目的 議会運営委員会所管事務調査参加
- (2) 派遣場所 長野県佐久市
- (3) 派遣期間 令和6年1月18日
- (4) 派遣議員 大村泰史副議長

5 静岡県地方議会議長連絡協議会令和5年度第2回政策研修会

- (1) 派遣目的 静岡県地方議会議長連絡協議会令和5年度第2回政策研修会出席
- (2) 派遣場所 静岡市
- (3) 派遣期間 令和6年2月1日
- (4) 派遣議員 大村泰史副議長

6 第5回4市茶業振興情報交換会

- (1) 派遣目的 第5回4市茶業振興情報交換会出席
- (2) 派遣場所 島田市
- (3) 派遣期間 令和6年2月7日
- (4) 派遣議員 大村泰史副議長、山本孝夫議員、石川晋太郎議員

令和6年2月島田市議会定例会日程(案)

月日	曜日	会 議 内 容	備 考
1月31日	水	議会運営委員会 午前9時30分～	
2月8日	木	議会運営委員会 午前9時30分～ 議員連絡会 午後1時30分～ 全員協議会 議員連絡会終了後	議会招集告示(2/6予定)、 議案送付
2月9日	金		諸般の通告締切:正午
2月13日	火		議案質疑通告締切:午後3時(2/14上程分)
2月14日	水	議会運営委員会 午前9時00分～ 【本会議(初日)】 午前9時30分～ 会議録署名議員の指名、諸般の報告、会期の決定、閉会中の常任委員会等 審査・調査報告、議案上程・説明→質疑→委員会付託 予算・決算特別委員会 本会議(初日)終了後	
2月15日	木	休会(予算・決算特別委員会厚生教育分科会,常任委員会 午前9時～、予算・ 決算特別委員会経済建設分科会,常任委員会 午後1時30分～)	※時間内に終了しない場合は、予備日 (2月16日 午後)で対応。
2月16日	金	休会(予算・決算特別委員会総務生活分科会,常任委員会 午前9時～、分科 会,常任委員会予備日 午後)	
2月17日	土	休会	
2月18日	日	休会	
2月19日	月	休会	
2月20日	火	休会(予算・決算特別委員会 午前9時30分～)	討論通告締切 午後3時(2/14上程分)
2月21日	水	休会	一般質問通告事前提出 午後3時
2月22日	木	休会	
2月23日	金	休会(天皇誕生日)	
2月24日	土	休会	
2月25日	日	休会	
2月26日	月	休会(議会運営委員会) 午後3時30分～	一般質問通告締切 午後3時
2月27日	火	【本会議】 午前9時30分～ ① 2月14日上程分…委員長報告(休憩中に質疑通告受付)→委員長報告に 対する質疑→討論→採決 ② 令和6年度施政方針及び当初予算・条例議案等上程・説明	(予算説明会) ※説明手法については検討中
2月28日	水	休会	
2月29日	木	休会	
3月1日	金	休会	
3月2日	土	休会	
3月3日	日	休会	
3月4日	月	休会	
3月5日	火	休会	議案質疑通告締切 午後3時(2/27上程分)
3月6日	水	【本会議(一般質問:代表)】 午前9時30分～	
3月7日	木	【本会議(一般質問:個人)】 午前9時30分～ (議会運営委員会(資料要求があった場合) 午前9時～)	
3月8日	金	【本会議(一般質問:個人)】 午前9時30分～	
3月9日	土	休会	
3月10日	日	休会	
3月11日	月	休会	
3月12日	火	【本会議(議案質疑)】 午前9時30分～ 予算・決算特別委員会 本会議(議案質疑)終了後	
3月13日	水	休会(予算・決算特別委員会厚生教育分科会,常任委員会 午前9時30分～)	※時間内に終了しない場合は、予備日 (3月18日)で対応。
3月14日	木	休会(予算・決算特別委員会経済建設分科会,常任委員会 午前9時30分～)	
3月15日	金	休会(予算・決算特別委員会総務生活分科会,常任委員会 午前9時30分～)	
3月16日	土	休会	
3月17日	日	休会	
3月18日	月	休会(分科会,常任委員会予備日)	
3月19日	火	休会	
3月20日	水	休会(春分の日)	
3月21日	木	休会(予算・決算特別委員会 午前9時30分～)	討論通告締切 午後3時(2/27上程分)
3月22日	金	休会	
3月23日	土	休会	
3月24日	日	休会	
3月25日	月	休会	
3月26日	火	休会(議会運営委員会 午前9時30分～)	
3月27日	水	【本会議(最終日)】 午前9時30分～ 委員長報告(休憩中質疑通告受付)→質疑→討論→採決、議員派遣、 議会閉会中の継続審査・調査 ほか	

43日間

※会議規則第102条に基づく資料配付について

◎一般質問をしようとする日の2日前(土・日曜日を除く)までに事務局に提出してください。

令和6年度 島田市議会定例会会期日程(案)

6月定例会			9月定例会			11月定例会			2月定例会		
6/1	土		8/28	水	議会運営委員会(一般質問割振り) 本会議【初日】、決算説明会	11/22	金	議会運営委員会(一般質問割振り) 本会議【初日】	2/18	火	本会議【初日】 特別委員会(全体会)
6/2	日		8/29	木		11/23	土	勤労感謝の日	2/19	水	常任・特別委員会(厚・経・総)
6/3	月	議会運営委員会(一般質問割振り) 本会議【初日】	8/30	金		11/24	日		2/20	木	[午前]常任・特別委員会(予備) [午後]特別委員会(全体会)
6/4	火		8/31	土		11/25	月		2/21	金	
6/5	水		9/1	日		11/26	火		2/22	土	
6/6	木		9/2	月		11/27	水		2/23	日	天皇誕生日
6/7	金		9/3	火		11/28	木		2/24	月	振替休日
6/8	土		9/4	水		11/29	金		2/25	火	
6/9	日		9/5	木	本会議【一般質問:個人】	11/30	土		2/26	水	議会運営委員会(一般質問割振り等) 本会議
6/10	月	常任委員会(正副委員長互選)	9/6	金	本会議【一般質問:個人】	12/1	日		2/27	木	(予算説明会) ※実施手法は検討中
6/11	火		9/7	土		12/2	月	本会議【一般質問:個人】	2/28	金	
6/12	水		9/8	日		12/3	火	本会議【一般質問:個人】	3/1	土	
6/13	木	本会議【一般質問:個人】	9/9	月	本会議【一般質問:個人】	12/4	水	本会議【一般質問:個人】	3/2	日	
6/14	金	本会議【一般質問:個人】	9/10	火		12/5	木		3/3	月	
6/15	土		9/11	水	本会議【議案質疑】 特別委員会(全体会)	12/6	金	本会議【議案質疑】 特別委員会(全体会)	3/4	火	本会議【一般質問:代表・個人】
6/16	日		9/12	木	常任・特別委員会(厚)	12/7	土		3/5	水	本会議【一般質問:個人】
6/17	月	本会議【一般質問:個人】	9/13	金	常任・特別委員会(経)	12/8	日		3/6	木	本会議【一般質問:個人】
6/18	火		9/14	土		12/9	月	常任・特別委員会(厚・経)	3/7	金	
6/19	水	本会議【議案質疑】 特別委員会(全体会)	9/15	日		12/10	火	常任・特別委員会(総・予備)	3/8	土	
6/20	木	常任・特別委員会(厚・経)	9/16	月	敬老の日	12/11	水		3/9	日	
6/21	金	常任・特別委員会(総・予備)	9/17	火	常任・特別委員会(総)	12/12	木	特別委員会(全体会)	3/10	月	本会議【議案質疑】 特別委員会(全体会)
6/22	土		9/18	水	常任・特別委員会(予備)	12/13	金		3/11	火	常任・特別委員会(厚)
6/23	日		9/19	木		12/14	土		3/12	水	常任・特別委員会(経)
6/24	月		9/20	金	特別委員会(全体会)	12/15	日		3/13	木	常任・特別委員会(総)
6/25	火	特別委員会(全体会)	9/21	土		12/16	月		3/14	金	常任・特別委員会(予備)
6/26	水		9/22	日	秋分の日	12/17	火		3/15	土	
6/27	木		9/23	月	振替休日	12/18	水		3/16	日	
6/28	金		9/24	火		12/19	木	議会運営委員会	3/17	月	
6/29	土		9/25	水		12/20	金	本会議【最終日】	3/18	火	特別委員会(全体会)
6/30	日		9/26	木					3/19	水	
7/1	月		9/27	金	議会運営委員会				3/20	木	春分の日
7/2	火	議会運営委員会	9/28	土					3/21	金	
7/3	水	本会議【最終日】	9/29	日					3/22	土	
			9/30	月	本会議【最終日】				3/23	日	
									3/24	月	議会運営委員会
									3/25	火	本会議【最終日】
会期 31日間			会期 34日間			会期 29日間			会期 36日間		
5/13	月	議会閉会中の常任委員会	7/31	水	議会閉会中の常任委員会	10/25	金	議会閉会中の常任委員会	1/21	水	議会閉会中の常任委員会
5/20	月	議会運営委員会	8/16	金	議会運営委員会	11/8	金	議会運営委員会	2/4	火	議会運営委員会
5/27	月	議会運営委員会 議員連絡会、全員協議会	8/21	水	議会運営委員会 議員連絡会、全員協議会	11/15	金	議会運営委員会 議員連絡会、全員協議会	2/10	月	議会運営委員会 議員連絡会、全員協議会

※ 上記以外にも、各種会議(委員会、全員協議会等)の開催のため、議員の登庁日を設ける場合がありますので、御承知ください。
 ※ 正式な会期は2週間前の議会運営委員会において、その都度決定します。本会議及び常任委員会(予備日を含む)の日は、終日、行事等の予定は入れないでください。
 ※ 特別委員会については、令和5年度と同様に設置した場合の予定です。

1 経緯

■議会改革特別委員会（R 2. 6. 29～R 3. 2. 16）

(1) 議長の諮問事項

議会機能の強化にむけた調査・研究

(2) 内容

「不断の議会改革」を推進するため、『議案等の審査の深化を図るため、常任委員及び議会運営委員の任期の見直し』

(3) 調査研究報告（R 3. 2. 16）

『議案等の審査の深化のため常任委員及び議会運営委員の任期を2年へ変更するかの議論を行ってきた。各会派や他市の任期を参考に調査を行い、専門性を向上させることは重要であるが、1期目の委員には経験のため配慮する必要があるとの意見があったことから、委員会条例の改正までは行わないこととし、再選出された議員体制のもと、試行として2年務める委員と1年務める委員を選任する案を提案する。』

■議会運営委員会（R 4. 5. 26）

(1) 常任委員及び議会運営委員の選任について ※議長指名

- ① 常任委員会所属希望調査について
- ② 議会運営委員の推薦について

※事務局長説明（概要）

*委員会の委員の任期は、4月25日の会派代表者会議で各会派から多少の意見は出されたが、現行では1年とされているものを2年とすること、これに合わせて、議長の任期も、慣例により、現行では1年とされているものを2年とすることで、了承をいただいた。

*委員の任期は、議会改革に関する特別委員会から「1期目の委員には経験のため配慮をする必要があり、2年務める委員と1年務める委員を選任する案を提案する。」という提言が出されている。

*このため、①の常任委員会所属希望調査は、1期目の議員で委員会の異動希望があれば5月11日を期限として希望を取らせていただく。

※森委員質問

*常任委員の任期は、2年後に半分ぐらい同じ委員の人が残ったほうが効率がいいということを考えていくと、ある人が4年同じ委員会になるようなことが考えられる。

*一方、代わることによってメンバーは同じで委員会だけ変わってしまったなどという組合せもあり得ることが懸念される。

※大石議長回答

*私も同じような懸念を持っている。

*したがって、基本的に特別委員会から答申された1期目生の議員は、3つの常任委員会を全部回ることがいいということは十分理解できるが、2年にしたということによって3つのことは不可能であろう。

*2年間の継続性と4年間の継続性を考えた場合、4年間同じ常任委員会という可能性も出てくるであろうが、メンバーだけが同じにならないよう慎重に考えていかなければならない。

*併せて、会派の構成なども考えながら検討することは、議長の責任でもあるので、中には無理をいただく議員も出る可能性もあるが、議会の組織として御理解をいただいた人選をしなければならないと思っている。

*御指摘いただいた懸念は十分思いながら、今後常任委員会の任期2年を考えていく。

2 任期の見直しへの対応（R5）

(1) 議会運営委員会での協議

上記の経緯を踏まえ、議会運営委員会(12月20日)において『委員の任期を2年を前提』とし、協議をいただく。

丁寧に協議するのであれば、試行期間における課題はなかったかを各委員が会派に持ち帰ったうえで次の委員会で発表してもらおう。(開催日未定)

最終的には会派に持ち帰った意見を踏まえ、2年の任期を決定する。

3 その他

委員の任期を2年とする場合、委員会条例の改正が必要であるが、その場合、令和6年2月定例会に議員発議として上程する必要がある。そのためには1月末程度までの結論付けが必要である。(例規審議委員会の審査、議案検討会での審査等の事務手続きが必要であるため。)